

- 施行令6条1号イ及び施行条例3条1項1号本文の趣旨一個別の利益を保護する趣旨ではない

るのであって、同号自体が当該営業制限地域の居住者個々人の個別の利益をも保護することを目的としているものとは解し難い。」

「法の委任を受けて規定された……施行令……6条1号口及び2号……の規定は、当該特定の施設の設置者の有する個別の利益を特に保護しようとするものと解されるから、法4条2項2号を受けて右基準に従って定められた……施行条例……3条1項2号は、同号所定の施設につき善良で静穏な環境の下で円滑に業務をするという利益をも保護している……これに対し、施行令6条1号イの規定は、『住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域』を風俗営業の制限地域とすべきことを基準として定めており、一定の広がりのある地域の良好な風俗環境を一般的に保護しようとしていることが明らかであって、同号口のように特定の個別の利益の保護を図ることをうかがわせる文言は見当たらない。このことに、前記のとおり法1条にも法4条2項2号自体にも個々人の個別の利益の保護をうかがわせる文言がないこと、同号にいう『良好な風俗環境』の中で生活する利益は専ら公益の面から保護することとしてもその性質にそぐわないとはいえないことを併せ考えれば、施行令6条1号イの規定は、専ら公益保護の観点から基準を定めている……そうすると、右基準に従って規定された施行条例3条1項1号は、同号所定の地域に居住する住民の個別の利益を保護する趣旨を含まない……したがって、右地域に居住する者は、風俗営業の許可の取消しを求める原告適格を有するとはいえない。」

### 判例 最判平21.10.15【百選Ⅱ161】～サテライト大阪事件～ 司 H23.H30 司H26-30[予20]-ウ,予R5-19-イ

**事案：**A社は、本件敷地に本件施設（場外車券発売施設）を設置することとし、経済産業大臣から自転車競技法4条2項に基づき、平成17年9月26日付で本件許可を受けた。本件施設は、鉄骨造、7階建て、地下1階の建物（高さ29.2m、延べ床面積8,121.30m<sup>2</sup>）である。A社から競輪施行者（岸和田市）に対して賃貸され、競輪施行者においてその運営等を行う。また、本件施設における営業の日数として年間340日が予定され、1日当たり約1,700人の来場が見込まれている。本件敷地は、商業地域に所在しており、建築基準法48条及び同法別表第2により場外車券発売施設（以下「場外施設」という）の設置が禁じられる地域やこれに隣接して所在するものではなく、また、これらと同様の実質を備えた地域に所在するものでもない。X1らのうち、X2、X3、X4及びX5は、それぞれ本件敷地から約120m、約180m、約200m及び約800m離れた場所に、いずれも病院又は診療所を開設する医師である。その他のX1らは、いずれも、本件敷地から1,000m以内の地域において居住し又は事業を営む者である

#### 競輪4Ⅱ

経産大臣は、場外施設の設置許可の申請があったときは、申請に係る位置、構造、設備が経済産業省令で定める基準に適合する場合に限り、その許可をすることができる

#### 競輪則15Ⅰ

- ①：学校その他の文教施設及び病院その他の医療施設から相当の距離を有し、文教上又は保健衛生上著しい支障を来すおそれがないこと
  - ④：施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置は、周辺環境と調和したものであること
- 14Ⅱは、申請書に添付すべき書類として、敷地の周辺から1000m以内の地域にある1号施設の位置及び名称を記載した場外施設の見取図、場外施設を中心とする交通状況図並びに場外施設の配置図を挙げる

**要旨：**小田急判決の原告適格の一般論を述べた上で、以下のように述べている  
「一般的に、場外施設が設置、運営された場合に周辺住民等が被る可能性のある被害は、交通、風紀、教育など広い意味での生活環境の悪化で

- 処分がされた場合に周辺住民が被る不利益

あって、その設置、運営により、直ちに周辺住民等の生命、身体の安全や健康が脅かされたり、その財産に著しい被害が生じたりすることまでは想定し難いところである。そして、このような生活環境に関する利益は、基本的には公益に属する利益というべきであって、法令に手掛けとなることが明らかな規定がないにもかかわらず、当然に、法が周辺住民等において上記のような被害を受けないという利益を個々人の個別の利益としても保護する趣旨を含むと解するのは困難といわざるを得ない。」

「位置基準は、場外施設が医療施設等から相当の距離を有し、当該場外施設において車券の発売等の営業が行われた場合に文教上又は保健衛生上著しい支障を来すおそれがないことを、その設置許可要件の一つとして定めるものである。場外施設が設置、運営されることに伴う上記の支障は、基本的には、その周辺に所在する医療施設等を利用する児童、生徒、患者等の不特定多数者に生じ得るものであって、かつ、それらの支障を除去することは、心身共に健康な青少年の育成や公衆衛生の向上及び増進といった公益的な理念ないし要請と強くかかわる……そして、当該場外施設の設置、運営に伴う上記の支障が著しいものといえるか否かは、単に個々の医療施設等に着目して判断されるべきものではなく、当該場外施設の設置予定地及びその周辺の地域的特性、文教施設の種類・学区やその分布状況、医療施設の規模・診療科目やその分布状況、当該場外施設が設置、運営された場合に予想される周辺環境への影響等の事情をも考慮し、長期的観点に立って総合的に判断されるべき事柄である。規則が、場外施設の設置許可申請書に、敷地の周辺から1,000m以内の地域にある医療施設等の位置及び名称を記載した見取図のほか、場外施設を中心とする交通の状況図及び場外施設の配置図を添付することを義務付けたのも、このような公益的見地からする総合的判断を行う上での基礎資料を提出させることにより、上記の判断をより的確に行うことができるようとするところに重要な意義があるものと解される。」

このように、法及び規則が位置基準によって保護しようとしているのは、第一次的には、上記のような不特定多数者の利益であるところ、それは、性質上、一般的公益に属する利益であって、原告適格を基礎付けるには足りないものであるといわざるを得ない。したがって、場外施設の周辺において居住し又は事業（医療施設等に係る事業を除く。）を営むにすぎない者や、医療施設等の利用者は、位置基準を根拠として場外施設の設置許可の取消しを求める原告適格を有しないものと解される。」

「もっとも、場外施設は、多数の来場者が参集することによってその周辺に享楽的な雰囲気や喧噪といった環境をもたらすものであるから、位置基準は、そのような環境の変化によって周辺の医療施設等の開設者が被る文教又は保健衛生にかかわる業務上の支障について、特に国民の生活に及ぼす影響が大きいものとして、その支障が著しいものである場合に当該場外施設の設置を禁止し当該医療施設等の開設者の行う業務を保護する趣旨をも含む規定であると解ることができる。したがって、仮に当該場外施設が設置、運営されることに伴い、その周辺に所在する特定の医療施設等に上記のような著しい支障が生ずるおそれが具体的に認められる場合には、当該場外施設の設置許可が違法とされることもあることとなる。」

「このように、位置基準は、一般的公益を保護する趣旨に加えて、上記のような業務上の支障が具体的に生ずるおそれのある医療施設等の開設者において、健全で静穏な環境の下で円滑に業務を行うことのできる利益を、個々の開設者の個別の利益として保護する趣旨をも含む規定であるというべきであるから、当該場外施設の設置、運営に伴い著しい業務上の支障が生ずるおそれがあると位置的に認められる区域に医療施設等を開設する者は、位置基準を根拠として当該場外施設の設置許可の取消しを求める原告適格を有するものと解される。そして、このような見地から、当該医療施設等の開設者が上記の原告適格を有するか否かを判断するに当たっては、当該場外施設が設置、運営された場合にその規模、周辺の交通等の地理的状況等から合理的に予測される来場者の流れや滞留の状況等を考慮して、

施行規則15条1項1号の規定の趣旨、及び周辺住民の被る不利益が公益であるため、原告適格を基礎付ける利益とはいえないこと

医療施設等の開設者が被る分教場又は保健衛生にかかる業務上の利益は、位置基準により個別的に保護されている

健全で静穏な環境の下で円滑に業務を行うことのできる利益は法律上保護された利益に当たること及び保護範囲の確定

本件のあてはめ

施行規則15条1項4号  
が周辺住民の生活環境上の  
利益を個別の利益として保  
護する趣旨であるとは認め  
られない

当該医療施設等が上記のような区域に所在しているか否かを、当該場外施設と当該医療施設等との距離や位置関係を中心として社会通念に照らし合理的に判断すべきものと解するのが相当である。」

「本件敷地の周辺において医療施設を開設するX 2らのうち、X 5は、本件敷地の周辺から約800m離れた場所に医療施設を開設する者であり、本件敷地周辺の地理的状況等にかんがみると、当該医療施設が本件施設の設置、運営により保健衛生上著しい支障を来すおそれがあると位置的に認められる区域内に所在しているとは認められないから……位置基準を根拠として本件許可の取消しを求める原告適格を有しない……これに対し、X 2、X 3及びX 4……は、いずれも本件敷地の周辺から約120mないし200m離れた場所に医療施設を開設する者であり、前記の考慮要素を勘案することなく上記の原告適格を有するか否かを的確に判断することは困難……である。」

「周辺環境調和基準は、場外施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置が周辺環境と調和したものであることをその設置許可要件の一つとして定める……同基準は、場外施設の規模が周辺に所在する建物とそぐわないほど大規模なものであったり、いたずらに射幸心をあおる外観を呈しているなどの場合に、当該場外施設の設置を不許可とする旨を定めたものであって、良好な風俗環境を一般的に保護し、都市環境の悪化を防止するという公益的見地に立脚した規定と解される。同基準が、場外施設周辺の居住環境との調和を求める趣旨を含む規定であると解したとしても、そのような観点からする規制は、基本的に、用途の異なる建物の混在を防ぎ都市環境の秩序ある整備を図るという一般的の公益を保護する見地からする規制……である。また、『周辺環境と調和したもの』という文言自体、甚だ漠然とした定めであって、位置基準が上記のように限定的要件を明確に定めているのと比較して、そこから、場外施設の周辺に居住する者等の具体的利益を個々人の個別の利益として保護する趣旨を読み取ることは困難といわざるを得ない。

したがって、X 2らは、周辺環境調和基準を根拠として本件許可の取消しを求める原告適格を有するということはできない」

 130頁

## 判例 最判令5.5.9 ◎短答知識完成講座で扱う

### 景観利益

認めた判決として広島地  
判平21.10.1がある。公有  
水面埋立法3条が利害関係  
人に意見書提出を認めてい  
るところ、この利害関係人  
は私法上の法律関係において  
利害関係を有する者である  
とした。そして、民事上  
保護される景観利益を侵害  
される者は私法上の法律関  
係において利害関係を有する  
として、原告適格を認め  
た

→国民一般の共有資産であり、公益としての側面が強く、原告適格  
が認められにくい

### 消費者利益

→消費者利益も、公益と評価される場合が多い。

## 判例 最判平元.4.13 【百選Ⅱ 162】～近鉄特急事件～ サブル-6-I

**事案：**近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という）は、昭和55年3月、特急料金の値上げについて、Y（陸運局長）の認可を得た。近鉄では特急に乗るために普通料金に加えて特急料金を支払う必要がある。Xらは近鉄沿線に居住し、通勤定期乗車券を購入し、近鉄特急を利用している通勤客である。Xらは本件認可の取消訴訟を提起した

**要旨：**地方鉄道法「21条は、地方鉄道における運賃、料金の定め、変更につき監督官庁の認可を受けさせることとしているが、同条に基づく認可処分そのものは、本来、当該地方鉄道利用者の契約上の地位に直接影響を及ぼすものではなく、このことは、その利用形態のいかんにより差異を生ずるものではない。また、同条の趣旨は、もっぱら公共の利益を確保することにあるのであって、当該地方鉄道の利用者の個別的な権利利益を保護することにあるのではなく、他に同条が当該地方鉄道の利用者の個別的な権利利益を保護することを目的として認可権の行使に制約を課していると解すべ

地方鉄道法21条の趣旨  
及び原告適格の否定